

全社民発第 23 号
平成 21 年 4 月 27 日

全国民生委員互助共励事業

都道府県・指定都市実施団体 代表者 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
事務局長 齊 藤 貞 夫

平成 21・22 年度民児協活動振興事業の募集について

本会事業の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り深謝申しあげます。

さて、今日、地域における多様な福祉課題に対して民生委員・児童委員の個別援助を基盤とした活動の一層の推進が求められ、民児協活動においても、他団体・機関との連携による組織的な活動の展開が重要となっています。

民生委員児童委員協議会の組織活動を振興するため、本会では全国民生委員互助共励事業における中央共励事業の一つとして標記助成事業を実施し、今年度も助成団体を募集することといたしました。

つきましては、下記および別添「民児協活動振興事業・助成団体募集について」により募集を行いますので、趣旨等ご理解のうえ県（市）内民児協に募っていただき、ぜひご申請くださいますようお願い申しあげます。

なお、助成先につきましては、民児協活動振興事業専門委員会による選考のうえ決定致します。その際、既に平成 20 年度に助成している都道府県・指定都市からの申請については、他の都道府県・指定都市を優先させていただく場合もございますので、ご了承願います。

記

1. 助成対象・内容等 ※詳細は別添「助成団体募集について」をご参照ください。

(1) 助成対象者

- ・都道府県・指定都市社協もしくは同民児協、または都道府県・指定都市社協と同民児協による合議体（以下、「県社協等」とする）

(2) 助成対象事業

- ・「安心して住み続けることができる地域社会づくりへの貢献等の取り組み事業」または「災害に備えた日常の取り組み事業」への助成とする。
- ・事業実施期間は 2 年（平成 21 年度、平成 22 年度）とする。

(3) 事業実施者、実施体制

- ・助成対象事業の実施者は、市町村民児協または単位民児協とする。
- ・助成対象事業の実施について市町村民児協・単位民児協の数は制限しない。
- ・(1)の助成対象となる県社協等は、管内の民児協活動振興のために、共同して企画・実施するものとする。

(4)助成額

- ・1か所あたり20万円×2年間とし、助成個所数は10か所とする。

(5)助成決定

- ・申請書に基き、民児協活動振興事業専門委員会において助成先を決定し、平成21年8月上旬までに申請者へ通知する。

2. 申請方法等

- (1)別紙「募集について」にそって、別紙「申請書」に必要事項をご記入のうえ、郵送にて平成21年6月30日（火）本会必着にてお送りください。

※「申請書」様式は、下記の互助共励ホームページからダウンロード可。

<<http://www2.shakyo.or.jp/gojokyourei/>>

- (2)貴県・市の互助共励事業非実施団体宛にも別添（写）のとおりご案内しておりますので、ご調整のうえご申請くださいますようお願いいたします。

3. お問い合わせ・申請書類送付先

全国社会福祉協議会民生部（担当：前川、井上）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6747 / FAX 03-3581-6748

E-mail : z-minsei@shakyo.or.jp